

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部を改正する規則

航空企画推進課

○ 岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則

〃

○ と畜場法施行細則の一部を改正する規則

生活衛生課

○ 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

医薬安全課

○ 林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

治山課

### 【訓令】

○ 岡山県職員の職務発明等に関する規程  
（県例規集登載）

財産活用課

### 【告示】

○ 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正

財産活用課

○ 岡山県道路路占用料等徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域の一部を改正する告示  
（以上県例規集登載）

道路整備課

## 目次

担当課（室）

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 岡山県立美術館の指定管理者の指定

文化振興課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

指導監査室

○ 保安林の指定

治山課

○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立

水産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

### 【公告】

○ 基本測量の実施

監理課

○ 基本測量の終了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

○ 〃

〃

### 【議会】

○ 岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

総務課

○ 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する告示  
（県例規集登載）

人事委員会

### 【人事委員会】

<p>る規則 （県例規集登載）</p> <p>【教育委員会】</p> <p>○ 岡山県立図書館の指定管理者の指定</p> <p>【正 誤】</p> <p>○ 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程の正誤 （県例規集登載）</p>	<p>目次</p>
<p>情報管理課</p> <p>教育委員会</p>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第十九号

岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県岡南飛行場条例施行規則（昭和三十七年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中 名 称 「氏名又は  
④」を

「氏名又は  
名 称 」に改める。

様式第六号中 「氏 名 ④」を 「氏 名 ④」を  
「脱帽上半身3×2.5cm」を「無帽正  
面 上半身像3×2.4cm」に改める。

様式第七号を次のように改める。

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

様式第7号（第5条関係）

（表）

岡南飛行場制限区域		第 号	
		車両運転 立 入 許 可 証	
写 真 無 帽 正 面 上 半 身 像 (3×2.4cm)	住 所	_____	
	氏 名	_____	
	所 属	_____	
	有効期限	_____	
交付		年 月 日	
エプロン	その他の 制限区域	運 転	岡山県知事 <span style="float: right;">印</span>

備考 規格は、縦5.5cm、横9cmとする。

（裏）

（条件）

条例その他知事が定める諸規程及び条例に基づく命令を遵守して、航空機の安全を害さないようにしなければならない。

（注意）

- 1 本証は、その目的以外に使用してはならない。
- 2 本証を紛失、汚損又は破損したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 本証は、転退職等又は有効期限が付された場合における有効期限が到来したときは、返納しなければならない。
- 4 本証に有効期限が付された場合における再交付のための申請は、有効期限が到来する日前1月以内にならなければならない。

様式第九号から様式第九号の三までの規定中

「名 称」を<sup>㊦</sup>「」を

「名 称」に改める。

様式第十号中 「氏名又は  
名 称」を<sup>㊦</sup>「」を

「氏名又は  
名 称」に改める。

様式第十一号中 「氏名又は名称」を<sup>㊦</sup>「」を

「氏名又は名称」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中 「氏名又は  
名 称」を<sup>㊦</sup>「」を

「氏名又は  
名 称」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県岡南飛行場条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

## ◎岡山県規則第二十号

岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

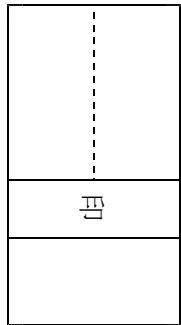
令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

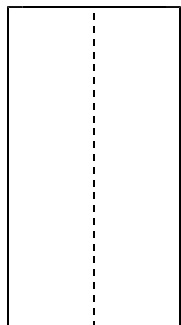
岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県岡山空港条例施行規則（昭和六十三年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中



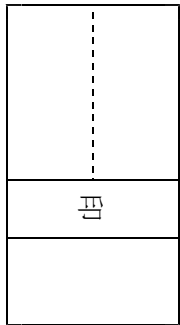
を



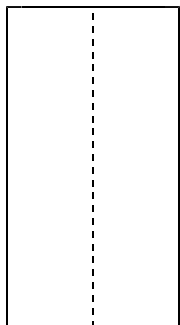
に改め

、同様式の備考中「縦4センチメートル、横3.5センチメートル」を「縦3センチメートル、横2.4センチメートル」に改める。

様式第五号中



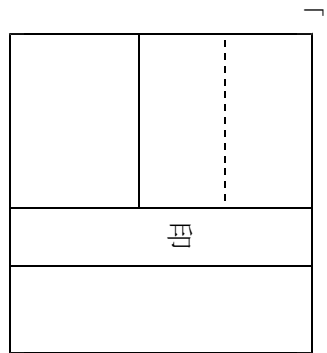
を



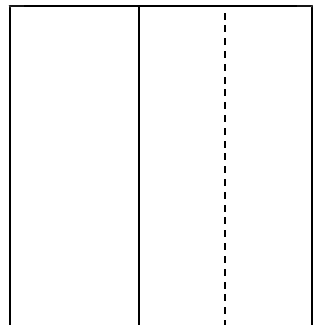
に改め

る。

様式第六号中「(縦3.5cm×横3.5cm)」を「(縦3cm×横2.4cm)」に改める。  
様式第八号及び様式第十一号から様式第十七号までの規定中



を



に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の岡山県岡山空港条例施行規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十一号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十九年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「様式第一号」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該と畜場を廃止したときは、当該と畜場の設置についての許可書を添えて知事に届け出なければならない。

第四条の見出し中「の様式」を削り、同条中「様式第二号による」を「知事が別に定める」に改める。

第五条の見出し中「の様式」を削り、同条中「様式第三号による」を「知事が別に定める」に改める。

第六条の見出し中「申請書の様式」を「申請」に改め、同条中「様式第四号による認可申請書」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条の見出し中「申請書の様式」を「申請」に改め、同条中「次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める様式による許可申請書」を「知事が別に定める申請書」に改め、各号を削る。

第十一条第一項中「様式第七号のとおりとする」を「知事が別に定める」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 病歴又は動物用医薬品等の投与歴がある獣畜のとさつ及び解体の検査を受けようとする者は第一項の規定による申請書に、病歴又は動物用医薬品等の投与歴があることを確認することができる書面を添えて提出しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第七号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改める。  
様式第四号を次のように改める。



# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

様式第4号（第6条関係）

## 年度毒物劇物取扱者試験受験願書

岡山県知事 殿		年 月 日	
本籍 (国籍)	都・道 府・県	受験番号	※
住所	〒 都・道 府・県		
ふりがな			
氏名	(姓)	(名)	
生年月日	年 月 日	写真貼付欄 出願前6箇月以内に 撮影、脱帽、正面上半 身縦4.5cm×横3.5cm のものを糊で貼り付 けること	
電話番号	— —		
受験しようとする試験の種類	10 一般 20 農薬用品目 30 特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第2の劇物）		

- (注) 1 ペン又はボールペン（黒又は青）で記入すること。  
2 該当する不動文字、受験種類を○で囲むこと。  
3 収入証紙は、消印しないこと。  
4 ※印の欄は記入しないこと。

受付印
※

様式第六号中「氏名

④」や「氏名

」に改める。

様式第七号及び様式第八号の(一)中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

④」や「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」に改める。

様式第八号の(一)中「氏名」  
「氏名」や「氏名」に改める。

様式第十号及び様式第十一号中「氏名」  
「氏名」  
「法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名」  
④」や「氏名」

名  
「法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名」  
に改める。

様式第十二号中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ④」や「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」に改める。

様式第十三号及び様式第十五号中「氏名」  
「氏名」  
④」や「氏名」に改める。

様式第十六号中「氏名」  
「法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名」  
④」や「氏名」  
「法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名」  
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十三号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和四十五年岡山県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条を第二条とする。

第四条第一項中「様式第二号による受験申込書」を「知事が別に定める申込書」に改め、「ライカ判の」を削り、同条第二項中「様式第三号による」を「知事が別に定める」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「の様式は様式第四号によるものとし、」を「及び」に、「様式第五号の生産事業者表示書による」を「、知事が別に定める」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「の様式は様式第六号によるものとし、」を「及び」に、「様式第七号の配布事業者表示書による」を「、知事が別に定める」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「様式第八号による証明申請書」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「様式第九号の」を「知事が別に定める」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とする。

第十条第二項を削り、同条を第九条とする。

第十一条を削り、第十二条を第十条とする。

様式第一号から様式第十号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第4号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

岡山県職員の職務発明等に関する規程（昭和六十一年岡山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第一項中「発明届（様式第一号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「（様式第二号）」を削る。

第五条第二項中「譲渡証書（様式第三号）」を「当該特許を受ける権利又は特許権の譲渡に関する証明書」に改める。

第七条第三項中「個人特許出願届（様式第四号）」を「知事が別に定める届出書に特許出願書類を添えて、」に改める。

第十一条の見出しを「（承継補償金）」に改め、同条中「県が承継すると決定した」を削り、「について、特許権の設定又は移転の登録を終えた」を「承継すると決定した」に、「登録補償金」を「承継補償金」に改める。

第十二条第一項中「を次の各号により区分し、それぞれ当該各号に掲げる率」を「から、県が特許出願及び特許の維持のために支出した経費を控除し、その残額に百分の五」に改め、「の合計額」を削り、同項各号を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の第十一条及び第十二条第一項の規定は、この訓令の施行の日以後に県が承継すると決定した特許を受ける権利又は特許権について適用し、同日前に県が承継すると決定した特許を受ける権利又は特許権については、なお従前の例による。

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

◎岡山県告示第百二十四号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。  
令和五年三月二十日

表中備考以外の部分を次のように改める。

岡山県知事 伊原木 隆 太

使用物件	単位	使用料				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二條第一項第一号に掲げる工作物	一本につき一年	一、九〇〇円	八〇〇円	五七〇円	四八〇円	四三〇円
第一種電柱		一、九〇〇円	八〇〇円	五七〇円	四八〇円	四三〇円
第二種電柱		二、九〇〇円	一、二〇〇円	八七〇円	七三〇円	六七〇円
第三種電柱		三、九〇〇円	一、七〇〇円	一、二〇〇円	九九〇円	九〇〇円
第一種電話柱		一、七〇〇円	七一〇円	五一〇円	四三〇円	三九〇円
第二種電話柱		二、七〇〇円	一、一〇〇円	八一〇円	六八〇円	六二〇円
第三種電話柱		三、七〇〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円	九四〇円	八五〇円
その他の柱類		一七〇円	七一円	五一円	四三円	三九円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一七円	七円	五円	四円	四円
地下に設ける電線その他の線類		一〇円	四円	三円	三円	二円
地上に設ける変圧器	一個につき一年	一、六〇〇円	七〇〇円	四九〇円	四二〇円	三八〇円
地下に設ける変圧器	使用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	四三〇円	三〇〇円	二六〇円	二三〇円

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

法第三十二条		法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件														
	自								郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの					
法第二条第二項第五号に		地下に設けるもの							一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	使用面積一平方メートルにつき一年					
長さ一メートルに									つき一年							
一〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	七、一〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	七、一〇〇円	三、四〇〇円	一、四〇〇円	三、四〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八五〇円	七八〇円
四円	八六〇円	四三〇円	三、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、三〇〇円	八六円	六四円	四三円	三〇円	一、四〇〇円	四、八〇〇円	一、八〇〇円	六〇〇円	四二〇円	三八〇円	三三〇円
三円	六一〇円	三〇〇円	二、一〇〇円	一、二〇〇円	九一円	六一円	四五円	三〇円	二二円	一、〇〇〇円	一、八〇〇円	八五〇円	三六〇円	八五〇円	七八〇円	
三円	五一〇円	二六〇円	一八〇円	一〇〇円	七七円	五一円	三八円	二六円	一八円	八五〇円	八七〇円	八五〇円	三六〇円	三八〇円	三三〇円	
二円	四七〇円	二二〇円	一六〇円	九三円	七〇円	四七円	三五円	二三円	一六円	七八〇円	五九〇円	五九〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設		法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設		法第三十二条 第一項第三号及び第四号に掲げる施設			第一項第三号 に掲げる施設											
							運動 行 補 助 施 設			規定する自動運行装置に よる検知の対象として設 置する導線その他の線類	その他のもの	つき一年						
その他のもの		その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室	階段が一のもの	階段が二のもの	階段が三以上のもの	その他のもの	上空に設けるもの	地下に設けるもの	一本につき一年	使用面積一平方メ ートルにつき一年	使用面積一平方メ ートルにつき一年	使用面積一平方メ ートルにつき一年	使用面積一平方メ ートルにつき一年	使用面積一平方メ ートルにつき一年	使用面積一平方メ ートルにつき一年
三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、四〇〇円	九、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	三、四〇〇円	三、四〇〇円	一、七〇〇円	二、七〇〇円	三、四〇〇円	四八〇円	三、〇〇〇円	四八〇円	一八〇円	八七円	五九円
四八〇円	四八〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円	二、四〇〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	一、四〇〇円	一、四〇〇円	七二〇円	一、一〇〇円	一、四〇〇円	四八〇円	四八〇円	四八〇円	一八〇円	八七円	六円
一八〇円	一八〇円	一、〇〇〇円	五四〇円	九〇〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	五一〇円	八一〇円	一、〇〇円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	八七円	六円
八五〇円	八五〇円	八五〇円	二六〇円	四三〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	八五〇円	八五〇円	四三〇円	六八〇円	九円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八七円	六円
七八〇円	七八〇円	七八〇円	一八〇円	二九〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	七八〇円	七八〇円	三九〇円	六二〇円	八円	七八〇円	七八〇円	七八〇円	七八〇円	八七円	六円

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。) 第七條 第一号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積一平方メートルにつき一月	三、〇〇〇円	四八〇円	一八〇円	八七円	五九円
		その他のもの	その他のもの						
幕(令第七條第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)			祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	三〇〇円	四八円	一八円	九円	六円
旗ざお			祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	三〇〇円	四八円	一八円	九円	六円
その他のもの			その他のもの	一本につき一月	三、〇〇〇円	四八〇円	一八〇円	八七円	五九円
アーチ			車道を横断するもの	一基につき一月	一五、〇〇〇円	二、四〇〇円	九〇〇円	四三〇円	二九〇円
その他のもの			その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	三、〇〇〇円	四八〇円	一八〇円	八七円	五九円
令第七條第二号に掲げる工作物				使用面積一平方メートルにつき一年	三、四〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	八五〇円	七八〇円
令第七條第三号に掲げる施設				Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	
令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同條第五号に掲げる工事用材料				三、〇〇〇円	四八〇円	一八〇円	八七円	五九円	
令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同條第七号に掲げる施設				三四〇円	一四〇円	一〇〇円	八五円	七八円	
令第七條第八号に掲げる施設				トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額





その他のもの	Aに〇・〇三一を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設	Aに〇・〇三一を乗じて得た額

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

◎岡山県告示第百二十五号

岡山県道路路占用料等徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域（平成二十七年岡山県告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表第二級地の項中「倉敷市及び」を削り、同表第三級地の項中「玉野市」を「倉敷市、玉野市」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 丸大食品株式会社

住所 大阪府高槻市緑町21番3号

氏名 代表取締役社長 佐藤 勇二

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 丸大食品株式会社 岡山工場

所在地 岡山県津山市領家1010-1

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設	廃 止	廃 止					
種	類	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-11)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-12)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-8)	2 イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 (A-10)					
能	力	600L	1000kg/h	600L	3000kg/h					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	同左	同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続9時間	同左	同左	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	
	p H	5.8~8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/L)	2000								
	C O D (mg/L)	1200								
	S S (mg/L)	2500								
	油 分 (mg/L)	800								
	T - N (mg/L)	60								
	T - P (mg/L)	15								
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10000								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年3月20日から同年4月10日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第百二十七号

岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）第十七条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区天神町八番四八号

岡山県立美術館

二 指定管理者となる団体

大阪府大阪市中央区備後町一丁目七番十号

大林ファシリテーズ株式会社大阪支店

取締役副社長執行役員大阪支店長 森 良史

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

## ◎岡山県告示第百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

中山病院

#### 2 所在地

岡山県真庭市久世二五〇八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

中山 博雅

#### 2 所在地

岡山県真庭市久世二五〇八

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月十三日

### 四 介護保険事業所番号

三三一三四〇〇七二七

### 五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

苫田郡鏡野町上齋原字丹土越一七八五の二、字沢丹土越一七八六の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）



◎岡山県告示第百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主としてさし網漁業を営む漁業

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

◎岡山県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西一宮中北上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市下田邑字広高下一七三二番二地先から 津山市下田邑字桧峪二一四五番三地先を 経て 津山市下田邑二二三二番二七地先まで	新	一〇・三 六九・七	一〇〇八・五
津山市下田邑字広高下一七三二番二地先から 津山市下田邑二二三二番二七地先まで	旧	四・五 二五・〇	一三三三・三

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

◎岡山県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道上線	西一宮中北	津山市下田邑字広高下一七三二番二地先から津山市下田邑字桧峪二一四五番三地先を経て津山市下田邑二二三二番二七地先まで	令和五年三月二十日（十四時）

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

◎岡山県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	三二三号	高梁市津川町今津（一般国道一八〇号と連絡する位置（新幡見橋交差点））から 真庭市落合垂水（一般県道垂水追分線と連絡する位置）まで
	三七四号	美作市位田（美作市道畑沖位田線と連絡する位置（湯郷温泉インターチェンジ））から 美作市上相（中国自動車道と連絡する位置（勝央ジャンクション））まで
	四二九号	倉敷市玉島阿賀崎（路線の起点）から 倉敷市阿知（倉敷駅前交差点）まで 総社市井手（一般国道一八〇号と連絡する位置（国分寺口交差点））から 総社市総社（一般国道一八〇号と連絡する位置（北國府交差点））まで 加賀郡吉備中央町広面（岡山市との境界）から 津山市高尾（一般国道五三号と連絡する位置（高尾交差点））まで
	四三〇号	津山市高野本郷（一般国道五三号と連絡する位置（高野交差点））から 美作市後山（兵庫県との境界）まで 倉敷市連島町西之浦（一般国道四二九号と連絡する位置）から 倉敷市連島町鶴新田（水島港臨港道路倉敷みなと大橋との交差点）まで 倉敷市広江（県道玉野福田線と連絡する位置（広江一丁目交差点））から 玉野市日比（県道日比港線と連絡する位置（日比交

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

		県道									
新見日南線	津山智頭八東線	井原福山港線	四八六号	四八四号	四八二号	四八二号	四八二号	四八二号	四八二号	四八二号	四八二号
新見市神郷下神代（一般国道一八二号と連絡する位置）から 新見市神郷下神代（神郷グラウンド地先）まで	津山市野村（一般国道五三号と連絡する位置（野村交差点）から 津山市加茂町河井（県道加茂用瀬線と連絡する位置）まで	笠岡市用之江（一般国道二号と連絡する位置（用之江交差点）から 笠岡市茂平（一般国道二号と連絡する位置）まで	総社市溝口（一般国道一八〇号と連絡する位置（溝口交差点）から 井原市井原町（一般国道三二三号と連絡する位置（薬師交差点））まで	加賀郡吉備中央町上加茂（一般国道四二九号と連絡する位置）から 加賀郡吉備中央町西（岡山自動車道賀陽インターチェンジ地先）まで	加賀郡吉備中央町上田東（岡山市との境界）から 加賀郡吉備中央町下加茂（一般国道四二九号と連絡する位置）まで	赤磐市小鎌（岡山市との境界）まで	赤磐市福田（一般国道三七四号と連絡する位置）から 赤磐市小鎌（岡山市との境界）まで	真庭市蒜山下長田（一般国道三一三号と連絡する位置）から 真庭市蒜山上徳山（鳥取県との境界）まで	真庭市蒜山別所（鳥取県との境界）から 真庭市蒜山初和（一般国道三二三号と連絡する位置）まで	苦田郡鏡野町上斎原（鳥取県との境界）から 苦田郡鏡野町上斎原（一般国道一七九号と連絡する位置）まで	差点）まで

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

新見多里線	新見市千屋（一般国道一八〇号と連絡する位置）から 新見市神郷釜村（新見市消防署神郷分署地先）まで
岡山児島線	倉敷市曾原（瀬戸中央自動車道水島インターチェンジ地先（水島インター西交差点））から 倉敷市児島小川町（一般国道四三〇号と連絡する位置（児島支所東交差点））まで
倉敷玉野線	倉敷市船倉町（倉敷市道酒津大島老松町線と接する位置）から 倉敷市藤戸町藤戸（岡山市との境界）まで
倉敷清音線	玉野市田井（県道岡山玉野線と連絡する位置（尾坂峠南口交差点））から 玉野市築港（玉野市道築港田井線と連絡する位置（広潟踏切東交差点））まで
津山柵原線	倉敷市北浜町（倉敷市道三田五軒屋海岸通二号線との交差点）から 総社市清音川中島（一般国道四八六号と連絡する位置（川辺橋東交差点））まで
岡山吉井線	津山市横山（一般国道五三号と連絡する位置（南町交差点））から 久米郡美咲町高下（一般国道三七四号と連絡する位置（高下交差点））まで
岡山牛窓線	赤磐市馬屋（岡山市との境界）から 赤磐市仁堀中（一般国道四八四号と連絡する位置）まで 和気郡和気町小坂（県道佐伯長船線と連絡する位置）から 赤磐市稲蒔（一般国道四八四号と連絡する位置）まで
落合建部線	瀬戸内市牛窓町千手（岡山市との境界）から 瀬戸内市牛窓町牛窓（牛窓港地先）まで 真庭市落合垂水（一般国道三二一三号と連絡する位置）から 久米郡美咲町西川上（一般国道四二九号と連絡する位置）まで

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

高梁御津線	高梁市津川町今津（一般国道三一三号と連絡する位置）から 加賀郡吉備中央町田土（県道総社賀陽線と連絡する位置）まで
新見川上線	新見市正田（一般国道一八〇号と連絡する位置（正田交差点））から 高梁市川上町領家（一般国道三一三号と連絡する位置（手川橋交差点））まで
倉敷成羽線	小田郡矢掛町小林（一般国道四八六号と連絡する位置（矢掛町西町交差点））から 小田郡矢掛町小林（矢掛町役場地先）まで 井原市美星町明治（県道笠岡美星線と連絡する位置）から 高梁市成羽町下原（一般国道三一三号と連絡する位置（日名口交差点））まで
西大寺山陽線	赤磐市立川（岡山市との境界）から 赤磐市下市（県道岡山吉井線と連絡する位置（新下市交差点））まで
備前牛窓線	瀬戸内市邑久町本庄（県道寒河本庄岡山線（岡山ブルーライン）邑久インターチェンジ地先）から 瀬戸内市牛窓町牛窓（県道岡山牛窓線と連絡する位置（紺浦交差点））まで
岡山玉野線	玉野市八浜町見石（岡山市との境界）から 玉野市田井（県道倉敷玉野線と連絡する位置（尾坂峠南口交差点））まで
倉敷長浜笠岡線	浅口市寄島町（県道東安倉鴨方線と連絡する位置）から 浅口市寄島町（県道矢掛寄島線と連絡する位置）まで 浅口郡里庄町浜中（一般国道二号と連絡する位置（浜中交差点））から 笠岡市西大島新田（一般国道二号と連絡する位置）まで
笠岡美星線	笠岡市小平井（県道笠岡井原線と連絡する位置（追分交差点））から 小田郡矢掛町小田（一般国道四八六号と連絡する位置）まで

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

	<p>置（矢掛町小田西交差点）まで</p> <p>井原市美星町東水砂（県道東水砂矢掛線と連絡する位置）から</p> <p>井原市美星町明治（県道倉敷成羽線と連絡する位置）まで</p>
<p>高梁旭線</p>	<p>高梁市巨瀬町（一般国道三一三号と連絡する位置）から</p> <p>高梁市有漢町有漢（岡山自動車道有漢インターチェンジ地先）まで</p>
<p>御津佐伯線</p>	<p>赤磐市西軽部（県道岡山吉井線と連絡する位置）から</p> <p>和気郡和気町矢田（一般国道三七四号と連絡する位置）まで</p>
<p>倉敷美袋線</p>	<p>倉敷市玉島長尾（山陽自動車道玉島インターチェンジ地先）から</p> <p>倉敷市真備町箭田（真備総合公園地先）まで</p>
<p>湯原奥津線</p>	<p>苫田郡鏡野町富東谷（県道富東谷久世線と連絡する位置）から</p> <p>苫田郡鏡野町杉（一般国道一七九号と連絡する位置）まで</p>
<p>総社賀陽線</p>	<p>加賀郡吉備中央町湯山（一般国道四八四号と連絡する位置）から</p> <p>加賀郡吉備中央町田土（県道高梁御津線と連絡する位置）まで</p>
<p>北房川上線</p>	<p>真庭郡新庄村（一般国道一八一号と連絡する位置）から</p> <p>真庭市蒜山上徳山（一般国道四八二号と連絡する位置）まで</p>
<p>倉敷笠岡線</p>	<p>倉敷市八王寺町（倉敷市道三田五軒屋海岸通二号線との交差点）から</p> <p>倉敷市玉島長尾（県道倉敷美袋線と連絡する位置）まで</p>
<p>矢掛寄島線</p>	<p>小田郡矢掛町矢掛（一般国道四八六号と連絡する位置（矢掛町元町交差点））から</p> <p>浅口市鴨方町六条院中（一般国道二号と連絡する位置（鴨方跨線橋交差点））まで</p>



令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

	<p>浅口郡里庄町里見（一般国道二号と連絡する位置（手ノ際交差点））から 浅口市寄島町（県道倉敷長浜笠岡線と連絡する位置）まで</p>
<p>勝央勝北線</p>	<p>勝田郡勝央町勝間田（一般国道一七九号と連絡する位置（勝間田交差点））から 勝田郡勝央町植月中（一般国道四二九号と連絡する位置）まで</p>
<p>津山加茂線</p>	<p>津山市昭和町（一般国道五三号と連絡する位置）から 津山市小田中（市道新錦橋押入線と連絡する位置（城代橋交差点））まで</p>
<p>西大寺備前線</p>	<p>瀬戸内市邑久町箕輪（県道箕輪尾張線と連絡する位置）から 備前市畠田（一般国道二号と連絡する位置（二ノ樋交差点））まで</p>
<p>岡山賀陽線</p>	<p>加賀郡吉備中央町広面（岡山市との境界）から 加賀郡吉備中央町広面（岡山市との境界）まで</p>
<p>箕島高松線</p>	<p>加賀郡吉備中央町竹部（岡山市との境界）から 加賀郡吉備中央町吉川（一般国道四八四号と連絡する位置（吉備高原十字橋交差点））まで</p>
<p>倉敷飽浦線</p>	<p>倉敷市栗坂（岡山市との境界）から 倉敷市下庄（県道岡山倉敷線と連絡する位置（流通センター入口交差点））まで</p>
<p>美星高山市線</p>	<p>倉敷市加須山（一般国道二号と連絡する位置（加須山交差点））から 倉敷市茶屋町（県道藤戸早島線と連絡する位置）まで</p>
	<p>玉野市田井（県道倉敷玉野線と連絡する位置（田井駅口交差点））から 玉野市梶岡（県道飽浦東児線と連絡する位置）まで</p>
<p>井原市美星町三山（県道笠岡美星線と連絡する位置）から 井原市美星町星田（美星小学校地先）まで</p>	

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

倉敷妹尾線	加茂用瀬線	下御領井原線		岡山赤穂線	作東インター線	飯井宿線	鏡野久世線	上高末総社線	佐伯長船線
都窪郡早島町早島（県道藤戸早島線と連絡する位置）から	津山市加茂町河井（県道津山智頭八東線と連絡する位置）から 津山市阿波（津山市阿波出張所地先）まで	井原市上出部町（井原運動公園陸上競技場地先）から 井原市上出部町（県道笠岡井原線と連絡する位置）（上出部町東桜木交差点）まで	備前市三石（一般国道二号と連絡する位置）まで 和気郡和気町和気（県道と気停車場線と連絡する位置）から	赤磐市徳富（岡山市との境界）から 和気郡和気町和気（一般国道三七四号と連絡する位置）（和気橋交差点）まで	美作市山城（中国自動車道作東インターチェンジ地先）から 美作市上福原（一般国道一七九号と連絡する位置）まで	瀬戸内市長船町土師（長船スポーツ公園地先）から 瀬戸内市長船町福岡（岡山市との境界）まで	苫田郡鏡野町土居（一般国道一七九号と連絡する位置）から 真庭市余野上（県道富東谷久世線と連絡する位置）まで	総社市久代（総社市消防署西出張所地先）から 総社市中原（一般国道四八六号と連絡する位置）まで	和気郡和気町小坂（県道岡山吉井線と連絡する位置）から 赤磐市弥上（岡山市との境界）まで 赤磐市沢原（県道町苅田熊山線と連絡する位置）から 赤磐市松木（県道岡山赤穂線と連絡する位置）（松木交差点）まで

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

	<p>都窪郡早島町早島（県道藤戸早島線と連絡する位置）まで</p>
岡山倉敷線	<p>倉敷市下庄（岡山市との境界）から倉敷市大島（一般国道四二九号と連絡する位置）まで</p>
藤戸早島線	<p>倉敷市茶屋町（県道倉敷飽浦線と連絡する位置）から 都窪郡早島町早島（県道倉敷妹尾線と連絡する位置）まで</p>
早島松島線	<p>都窪郡早島町早島（県道倉敷妹尾線と連絡する位置）から 都窪郡早島町早島（一般国道二号と連絡する位置）（早島中交差点）まで</p>
水島港線	<p>都窪郡早島町早島（一般国道二号と連絡する位置）（早島中交差点）から 倉敷市松島（県道岡山倉敷線と連絡する位置）まで</p>
神島外港線	<p>倉敷市中畝（岡山県備中県民局水島港湾事務所地先）から 倉敷市中畝（一般国道四三〇号と連絡する位置）まで</p>
飽浦東兎線	<p>笠岡市横島（笠岡第一病院地先）から 笠岡市入江（一般国道二号と連絡する位置）まで</p>
箕輪尾張線	<p>玉野市上山坂（岡山市との境界）から 玉野市梶岡（県道倉敷飽浦線と連絡する位置）まで</p>
瀬西大寺線	<p>瀬戸内市邑久町箕輪（県道西大寺備前線と連絡する位置）から 瀬戸内市邑久町尾張（県道瀬西大寺線と連絡する位置）（邑久駅南交差点）まで</p>
神崎邑久線	<p>瀬戸内市邑久町豊原（県道神崎邑久線と連絡する位置）から 瀬戸内市邑久町本庄（県道備前牛窓線と連絡する位置）（本庄交差点）まで 瀬戸内市邑久町豊原（県道寒河本庄岡山線（岡山ブルーライン）瀬戸内インターチェンジ地先）から 瀬戸内市邑久町豊原（県道瀬西大寺線と連絡する位置）</p>

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

可真上山陽線	置)まで 赤磐市可真上(県道町苅田熊山線と連絡する位置)から 赤磐市下市(県道岡山吉井線と連絡する位置(新下市交差点))まで
八木山日生線	備前市八木山(一般国道二号と連絡する位置)から 備前市蕃山(県道寒河本庄岡山線(岡山ブルーライン)蕃山インターチェンジ地先)まで
穂浪吉永停車場線	備前市吉永町吉永中(県道岡山赤穂線と連絡する位置(吉永交差点))から 備前市吉永町吉永中(県道吉永徳久線と連絡する位置)まで
清音真金線	総社市清音上中島(国道四八六号と連絡する位置)から 総社市宿(岡山市との境界)まで
福田老松線	倉敷市福田町古新田(県道倉敷西環状線と連絡する位置(松竹梅南交差点))から 倉敷市福田町浦田(県道藤戸連島線と連絡する位置)まで
市場青木線	小田郡矢掛町東三成(矢掛町総合運動公園地先)から 小田郡矢掛町東三成(一般国道四八六号と連絡する位置)まで
東安倉鴨方線	浅口市寄島町(県道倉敷長浜笠岡線と連絡する位置)から 浅口市鴨方町六条院東(一般国道二号と連絡する位置(六条院東交差点))まで
富東谷久世線	苫田郡鏡野町富東谷(県道湯原奥津線と連絡する位置)から 真庭市余野上(県道鏡野久世線と連絡する位置)まで
吉永下徳久線	備前市吉永町吉永中(県道穂浪吉永停車場線と連絡する位置)から 備前市吉永町吉永中(備前市吉永総合支所地先)まで

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

<p>大篠津山停車場線</p>	<p>酒津中島線</p>	<p>寒河本庄岡山線</p>	<p>水島港唐船線</p>	<p>町苧田熊山線</p>	<p>東水砂矢掛線</p>	<p>垂水追分線</p>	<p>倉敷西環状線</p>	<p>南浦金光線</p>
<p>津山市船頭町（一般国道五三号と連絡する位置（船頭町交差点））から津山市林田（市道新錦橋押入線と連絡する位置）まで</p>	<p>倉敷市酒津（県道倉敷清音線と連絡する位置（酒津交差点））から倉敷市水江（県道倉敷西環状線と連絡する位置）まで</p>	<p>備前市日生町寒河（一般国道二五〇号と連絡する位置）から瀬戸内市邑久町北島（岡山市との境界）まで</p>	<p>倉敷市亀島（県道倉敷西環状線と連絡する位置（亀島交差点））から倉敷市玉島阿賀崎（一般国道二号と連絡する位置（唐船交差点））まで</p>	<p>赤磐市可真上（県道可真上山陽線と連絡する位置）から赤磐市沢原（県道佐伯長船線と連絡する位置）まで</p>	<p>井原市美星町東水砂（県道笠岡美星線と連絡する位置）から小田郡矢掛町東川面（一般国道四八六号と連絡する位置）まで</p>	<p>真庭市落合垂水（一般国道三二二号と連絡する位置）から真庭市上河内（一般国道一八一号と連絡する位置）まで</p>	<p>倉敷市水江（県道酒津中島線と連絡する位置）から倉敷市西阿知町西原（県道倉敷笠岡線と連絡する位置（船穂橋東交差点））まで 倉敷市連島西之浦（一般国道四三〇号と連絡する位置）から倉敷市広江（一般国道四三〇号と連絡する位置（広江一丁目交差点））まで</p>	<p>浅口市金光町佐方（一般国道二号と連絡する位置）から浅口市金光町佐方（一般国道二号と連絡する位置（佐方））まで</p>

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱(四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

〔一三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県内全域	測量区域
基本測量（国土広域情報修正）	測量の種類
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	測量期間

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

〔一三六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市、総社市、赤磐市、和気町、久米南町、美咲町及び吉備中央町	基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）	令和五年二月八日
備前市及び美作市	基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）	令和五年二月八日
備前市、赤磐市、美作市及び和気町	基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	令和五年二月十六日



〔一三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字別所三三四五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五〇フオワイエC二〇七号室

白神 則和

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月二十一日岡山県指令建指第四七一号

令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

〔一三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六四―五、六四―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市山地一七八―五九

矢部 将士

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月十九日岡山県指令建指第四一九号

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

〔一三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六三―一、一六六三―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都墨田区石原三丁目二八―一〇―六〇四号ハイシテイ両国

大須賀浩幸

三 許可年月日及び許可番

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四五号

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

〔一四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六三―三、一六六三―四、一六六三―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市金井戸四〇九―一レジデンス矢吹五号室

福積 拓磨

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四六号

# 令和5年3月20日 岡山県公報 第12482号

〔一四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六三―一、一六六三―五

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都墨田区石原三丁目二八―一〇―六〇四号ハイシテイ両国

大須賀浩幸

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四五号

〔一四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六三―三、一六六三―四、一六六三―六

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市金井戸四〇九―一レジデンス矢吹五号室

福積 拓磨

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月六日岡山県指令建指第三四六号

◎岡山県議会規則第一号

岡山県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県議会議長 加藤 浩久

岡山県議会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会議規則（昭和五十一年岡山県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）」を「岡山県議会の保有する個人情報保護の保護に関する条例（令和四年岡山県条例第五十九号）」に改め、「意見の具申」の下に「並びに個人情報の適正な取扱いに関する調査審議及び意見の具申」を加える。

附則

（施行期日）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十八号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（昭和五十五年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を  
次のように改正する。

別表第二中

「	苦田郡鏡野町女原	「	苦田郡鏡野町立奥津小学校	を
「	富西谷	「	富小学校	
「	上齋原	「	上齋原小学校	
「	苦田郡鏡野町女原	「	苦田郡鏡野町立奥津小学校	に改

める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年三月二十日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

岡山県立図書館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区駅元町一番六号岡山フコク生命駅前ビル七階

鹿島建物・オークス・岡山造園グループ

代表者 山本 和雄

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

<p>三・終わりが ら二</p>	<p>二・八</p>	<p>頁・行</p>
<p>第九号 附 則 この告示は、令和五年三月一 日から施行する。</p>	<p>い。</p>	<p>誤</p>
<p>第九号</p>	<p>い。 附 則 この告示は、令和五年三月一 日から施行する。</p>	<p>正</p>

〔四〕令和五年二月二十四日付け公布国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程（岡山県警察告示第十号）に誤りがあった。